

第3回定例会議事日程（第5号）

- 第 1 議案第35号 いちき串木野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第36号 いちき串木野市地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 国特予算議案第2号 平成30年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 4 介特予算議案第2号 平成30年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 後特予算議案第2号 平成30年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 陳情第3号 「農業者戸別所得補償制度（米の直接支払交付金）」の復活を求める陳情
- 第 7 予算議案第4号 平成30年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）
- 第 8 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 追加日程第1 意見書案第2号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出について（議員提出）
- 第 9 議案第46号 いちき串木野市教育委員会委員の任命について
- 第10 閉会中の継続審査について
- 第11 閉会中の継続調査について
- 第12 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 16名

1番	吉留良三君	9番	中里純人君
2番	江口祥子君	10番	東育代君
3番	松崎幹夫君	11番	竹之内勉君
4番	田中和矢君	12番	原口政敏君
5番	中村敏彦君	13番	下迫田良信君
6番	大六野一美君	14番	宇都耕平君
7番	西別府治君	15番	福田清宏君
8番	濱田尚君	16番	平石耕二君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	神蘭正樹君
補	佐	石元謙吾君	主	任	軍神卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	政策課	長	北山修君
副市	長	中屋謙治君	財政課	長	東浩二君
教育	長	有村孝君	市来支所	長	中村安弘君
地方創生統括監		松尾章弘君	教委総務課	長	木下琢治君
総務課	長	田中和幸君	消防	長	前屋満治君

平成30年9月26日午前10時00分開議

△開 議

○議長（平石耕二君） これより本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（平石耕二君） まず、報告します。

先に設置されました決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果は、委員長に宇都耕平議員、副委員長に中村敏彦議員が選出されました。

次に、監査委員から報告のあった7月分の例月出納検査の結果及び監査報告第1号、並びに市長から報告のあった平成29年度いちき串木野市健全化判断比率について及び平成29年度いちき串木野市資金不足比率についての写しをお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第7

議案第35号～予算議案第4号一
括上程

○議長（平石耕二君） それでは、日程第1、議案第35号から日程第7、予算議案第4号までを一括して議題とします。

まず、産業厚生委員長の報告を求めます。

[産業厚生委員長西別府 治君登壇]

○産業厚生委員長（西別府 治君） おはようございます。

私ども産業厚生委員会に付託されました案件は、単行議案2件、予算議案4件、継続審査の請願1件及び継続審査の陳情1件、計8件であります。

去る9月13日に委員会を開催し、請願1件を除き審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第35号いちき串木野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件を拡大する

ため改正しようとするものであります。

説明によりますと、今回の改正は、放課後児童支援員、いわゆる放課後学童クラブの支援員の資格要件を一部改正するもので、改正前では「学校の教諭となる資格を有する者」としていたが、教員免許の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にするため、改正後では「教育職員免許状を有する者」として、免許更新はしなくとも教員免許を取得した者でよいものとしたこと、また、新たに「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者」であって、「市長が適当と認めた者」を対象に拡大している。

この拡大により、学童クラブで補助員として5年以上かつ5,000時間以上の実務経験を有して、県が行う研修を受けた者が支援員になれるようになるとの説明であります。

審査の中で、県が行う研修はどのような内容なのかと質したところ、県から委託を受けた一般社団法人鹿児島県児童クラブ連絡協議会が実施する研修で、内容は放課後児童クラブの理解、子どもを理解するための基礎知識など6項目について研修を受けるとの答弁であります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号いちき串木野市地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地域振興住宅に旭地域振興住宅を追加することに伴い改正しようとするもので、平成30年10月1日から供用開始を予定しているとのことであり

ます。審査の中で、複式学級の小学校区である冠岳地区や川上地区から地域振興住宅の要請を受けた場合の対応について質したところ、要請を受けた場合は、地域振興住宅事業検討委員会で地域振興住宅の必要性、また、市営住宅や空き家への入居等も含めて検討するため、すぐに新築住宅を建設するものではないとの答弁であります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第4号平成30年度いちき串木野市一般会計補正予算第3号中、委員会付託分について

であります。

まず、歳入の主なるものであります。

13款国庫支出金は、1項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金で、道路河川等災害復旧費1,334万円の追加と、2項国庫補助金5目土木費国庫補助金で、橋梁長寿命化事業費4,028万6,000円などの減額であります。

14款県支出金は、1項県負担金3目災害復旧費県負担金で、農業施設災害復旧費1,885万円の追加と、2項県補助金4目農林水産業費県補助金で、畜産クラスター事業費1,650万9,000円などの計上であります。

次に、歳出の主なるものであります。

3款民生費1項社会福祉費2目障害者等福祉費は、平成29年度障害者自立支援給付費等の精算に伴う国庫・県支出金返還金2,626万2,000円の計上であります。

2項児童福祉費2目児童運営費は、平成29年度社会福祉施設整備事業費及び放課後児童健全育成事業費等の精算に伴う国庫・県支出金返還金2,232万9,000円の計上であります。

3項生活保護費1目生活保護総務費は、平成29年度生活保護費等の精算に伴う国庫支出金返還金1,882万円の計上で、主なるものは医療扶助であります。

次に、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、在宅療養に対する公的支援制度のない40歳未満の末期がん患者の経済的負担の軽減を図るための支援事業費43万2,000円の計上であります。

5目環境衛生費は、政府が目標年度と定める平成42年度までに、温室効果ガス40%削減を目指すため、地球温暖化対策計画に則し、市の施設の温室効果ガス削減実行計画を策定するためのカーボン・マネジメント計画策定事業993万7,000円の計上であります。

審査の中で、事業内容にある市の施設とはどこを指すのかと質したところ、指定管理者施設を含め、市が管理する全ての施設であるとの答弁であります。

次に、6款農林水産業費1項農業費6目畜産業費は、本市の畜産クラスター協議会が実施する中心経営体、株式会社赤岩畜産の収益性向上等を図るため

の畜舎の整備に要する経費を補助するための事業費1,650万9,000円の計上であります。

7目農業施設維持費は、松下地区など市内4路線の農道舗装工事などに係る事業費690万円の計上であります。

2項林業費6目緑の交流空間施設管理費は、観音ヶ池周辺の散策路整備に係る委託料及び工事費2,000万円の計上であります。

説明によりますと、県地域振興推進事業を活用し、観音ヶ池の西側の道路を整備するもので、春の桜のシーズンには、一方通行による車の通行が可能となることとあります。

次に、7款商工費1項商工費2目商工振興費は、甌島との交流等を実施することにより、甌島航路の利用促進及び本市の経済活性化を図るための事業費98万7,000円の計上であります。

説明によりますと、主な事業内容として、島民との交流を推進するため、地域のイベント等を取り入れた個人向けツアーやまちづくり協議会や市女性連等の市内の各種団体が甌島への交流を含むツアーを実施する場合に助成を行うこととあります。

審査の中で、甌島航路活性化推進事業の予算計上の経緯について質したところ、甌島航路の維持のために少しでも早い対応をとる思いから、今回、提案したとの答弁であります。

4目観光費は、専門知識を有する観光アドバイザーを招聘し、本市の観光振興及び産業振興の促進を図るための委託料36万円の計上で、委託期間は平成30年10月1日から平成31年3月31日までであります。

次に、8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費は、市道の舗装及び側溝の敷設替え等に係る修繕料や原材料費などの維持補修費1,740万円の追加及び事業費決定に伴う橋梁長寿命化事業7,043万円の減額であります。

審査の中で、橋梁長寿命化事業が大幅に減額になった理由は何かと質したところ、本市としても全体計画をたて、要望活動等を行っている中で、社会資本整備総合交付金の減額について原因を調査していき、今後、橋梁長寿命化事業も含めた本市全体の交付率が少しでも改善できるような取り組みを進めて

いきたいとの答弁であります。

2目道路新設改良費は、島内松原線、石瀬線に係る工事費、補償費等2,056万円の追加及び市道の一元管理、計画的な維持・補修を行うために、紙ベースで行っている道路台帳の電子化を図るための委託料500万円の計上であります。

委員の中から、道路台帳システムを電子化し一元化することで、多くのメリットが発生する。限られた予算の中で整備するのであれば、GISの活用も検討すべきであるとの意見が述べられたのであります。

3項河川費1目河川維持費は、川北地区の御手洗川の護岸整備で、対象事業延長20メートルに係る工事費200万円の計上などであります。

5項都市計画費2目土地区画整理事業費は、麓土地区画整理事業実施計画等変更事業費645万円の計上であります。

説明によりますと、補助事業として、平成31年度で最終年度となるため、前年度に実施計画の変更図書を作成することが義務づけられており、その中国庫補助金の確定を行うための委託料であるとのことあります。

6項住宅費1目住宅管理費は、市営住宅の維持補修費404万円の追加及び当初予算を上回る申し込み件数が見込まれる住宅リフォーム事業補助金1,500万円の追加であります。

次に、11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目農業施設災害復旧費5,321万円及び2目林業施設災害復旧費472万円は、いずれも6月下旬及び7月上旬の集中豪雨により被災した農林業施設の復旧を行うための災害復旧費の追加であります。

2項公共土木施設災害復旧費1目道路河川等災害復旧費3,120万円は、集中豪雨等により被災した道路・河川等の復旧を行うための災害復旧費の追加であります。

予算議案第4号中、委員会付託分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第2号平成30年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,364万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億2,512万6,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、歳出において、1款総務費1項総務管理費で、平成30年度からの国民健康保険制度の都道府県単位化に伴う国保事業報告システム改修費用27万円の計上、8款諸支出金1項償還金及び還付加算金で、平成29年度療養給付費負担金等の精算に伴う国庫・県支出金・療養給付費交付金の返還金7,337万4,000円の追加であります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、介特予算議案第2号平成30年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,608万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,741万5,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、歳出において、1款総務費1項総務管理費で、介護保険制度改正に対応するためのシステム改修委託料291万6,000円の計上、7款諸支出金1項償還金及び還付加算金で、平成29年度介護保険給付費負担金等の精算に伴う国庫・県支出金・支払基金交付金の返還金1億1,317万円の追加であります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、後特予算議案第2号平成30年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ564万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,657万8,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、歳出において、2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金で、平成29年度納付分の被保険者保険料等560万3,000円の追加であります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、継続審査となっておりました陳情第3号「農業者戸別所得補償制度（米の直接支払交付金）の復活を求める陳情」についてであります。

本件は、いちき串木野市生福7280番地、東勝己氏から提出されたもので、陳情の趣旨は、米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が、これでは米をつくり続けられないという状況が生まれている。

米の価格は平成26年産の米で、平均1俵60kg当たり生産費は1万5,416円で、同年産の米価の平均は1万1,967円、平成27年産でも1万3,174円である。これでは米をつくれればつくるほど赤字になって、米づくりをやめるしかない。

平成25年度までは、農業者戸別所得補償制度（米の直接支払交付金）によって、10アール当たり1万5,000円が交付され、生産を下支えしていた。

ところが、平成26年度からは、10アール当たりの交付金は7,500円に半減し、稲作農家の離農が加速し、地域が一層疲弊している。しかも、この制度は平成30年度から廃止される。

国民が安心して国内産の米を食べ続けるためにも、水田が果たしている多面的機能で環境や国土を守るためにも、地域経済の維持発展のためにも、農家の経営を下支えする政策がどうしても必要である。

よって、「農業者戸別所得補償制度（米の直接支払交付金）の復活を求める」というものであります。

これまでの審査の中では、米の直接支払交付金の平成30年度以降の廃止に伴い新しい制度等も出てきているため、早急に結論を出すべきではない。また、復活を求める陳情には一定の理解はするものの、本市の現状を把握し、農業委員会、農政課、議会3者で中山間地域の農業経営を下支えする政策の充実などについて協議していきたいという意見が述べられて、結果、これまで継続審査としてまいりました。

9月13日の審査の中では、制度が廃止されたことで審議を終わらせてしまうと、今後の展望もない中で危機的な思いがする。農家のためにも重要な陳情として取り扱う必要があると本陳情に賛成の意見が

述べられる一方で、制度は廃止されたが、政府は人材派遣等を含めた中山間地農業ルネッサンス事業等の施策を打ち出し、既に予算づけもされている。今後は、議会と行政が耕作者の安心できる施策を指導していけばよいのではないかと。

また、不採択とするにしても、陳情趣旨にあるように、地域経済の維持・発展のためには、農家の経営を下支えする政策が必要であり、私ども産業厚生委員会としても、国の制度を見ながら、充実していくよう努力していかなければならない。

陳情者の願意には一定の理解はするものの、米の直接支払交付金の復活は実現しない状況であるため、不採択が望ましいという意見も述べられたところであります。

陳情第3号については、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、産業厚生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（平石耕二君） これから産業厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○11番（竹之内 勉君） 最後の陳情3号の件で、ちょっと質問をいたします。

この陳情は、政権が交代して変わっていくわけですが、いわゆる政策が変わって、そのたびに苦勞するのは農家さんですね。そういうことも踏まえて、委員会でも、今、報告を聞きますと、審査に大分苦勞をされたんだろうなという理解はするところがあります。

その中で、農業委員会、農政課とも協議を進めていきたいということがございますから、それはぜひそのように進めていかれたいと思います。

ですが、実際、この補償制度が実施された実績があるわけですね。陳情者も、我々議会の大先輩でもありますし、国の施策にも見識のあられる方です。ましてや自分でも田んぼをつくってらっしゃいます。そういう方がわざわざ改めてこういう陳情を出されるということに関して、やはり、この補償制度で、この文書でいきますと、救われた本市の農家の方々

の生の声も聞く必要があったんだろうと思います。

そういう中で、陳情者の意見を聴取されたか、私、傍聴もしていませんからわかりませんが、そういう農家の声をどういう形でこの審査に反映させたのか。

あわせて、本市の中山間の交付事業もありますけれども、そういう水稻の作付状況、農家の反収とか、そういうところまで、実際の本市の農家の現状というものをどのように把握、議論の中でされていっての採決に至ったのか、その点をお聞きをいたしたいと思います。

○産業厚生委員長（西別府 治君） 農家の方々の現状の御意見というのをどのように拾い上げていったかということをございますけど、農業委員会の方々も含めて、地域の御意見についてはさまざまな角度で受け取っております。

そしてまた、7,500円について、なくなっていく不安ということについても、非常に心配されていらっしやる。

反面、この中山間地域での耕作者が減っているということに対して、私たち委員会で議論をしたのは、昨年度からできまして、今年400億の中山間農業地ルネッサンス制度という新しい制度がありまして、ルネッサンスというのは復活という意味なんです。中山間地域がどうしても大変であると、そのことにおける復活をするための新しい制度が、もう既にスタートしております。

そういった話の内容等もお伝えしながら、そしてまた、営農指導もですけど、人材派遣、それからマーケットの構築、売っていく、米のマーケットの構築等さまざまな支援がこのルネッサンス制度には入っておりますので、これを活用していく必要があるというふうに考えております。

それから、協議会のほうで何回もこの陳情については議論をいたしまして、協議会の中でも出ておりますけど、農業所得補償制度というのがございます。今年からスタートしていくわけですけど、今までは、一定の面積がないと、この農業所得の補償制度というのが受けられなかったんですけど、今回から、青色申告、しかも簡易な青色申告をすることによって、

農家一人ひとりに90%以上のいわゆる所得が減しますと、1%の掛金で8割の補償がされると。

例えば、農業作業中に、あと2カ月で収穫があるのにけがをしたりしますね。そうすると、トラクターとか運転ができないということになりますけど、そういったこと等のそういった補償もありますよということの説明なんかもしながら、こういった展開を進めてきているところでもあります。

現状としては、所得制度がなくなることによって、耕作者が減っていく現状にあります。ただ、それをそのままにすることは、ますます中山間地域の疲弊につながるということで、こういった新しい制度を全体を通して周知を図りながら、新農業の中山間地域の活動につなげてほしいという御意見もいただいているところでもあります。

○11番（竹之内 勉君） 私は農家の方の声を直接お聞きされましたかと、そういう議論をされましたかという視点での質問です。ですから、今の答弁では、陳情者の方からも意見はもらっていないということですね。

それと、所得補償の青色申告の話もありましたけれども、本市の平成27年の5年に1回の調査を見たときに農家の約6割、これは果樹農家も含めてですが、約6割の方々は、自給農家、いわゆる販売をしない、所得が50万円以下、耕地面積3反以内という中に分類されていらっしやいます。

ですから、特にその中山間地域が大事だというのは国もわかって、そういう補償、交付金事業がありますけれども、それが農家の所得につながるわけではないんですね。ですから、そのあたりを含めて、農家の方の直接の声、あるいは本市の水稻作付の状況、そこを確認されたんですかという質問でした。

○産業厚生委員長（西別府 治君） 陳情者からは御意見は伺っておりません、委員会のほうはですね。そして、今あられたように、中山間地域を中心に支援をしているんじゃないかということ、今、おっしゃっておりますけど、中山間地と平地と2通りあります。そして、今の本市のほ場整備の状況を考えますと、ほ場整備率が90%ぐらいでありますけど、実際つくられているのは、ほ場整備を全てされた10

0%の中で、ほ場整備された中でつくられておりま
す。

そして、自家米ということをおっしゃっておりま
すけど、物流を通さずに直接販売されている方もた
くさんいらっしゃいます。そして、オリジナルな米
ということで、販売を続けていらっしゃる方もいら
っしゃいますので、そういったことについても、こ
の農家所得については、全ての面において、いわゆ
る農協、JAを通さない部分についても補償します
よというのがこの制度であります。

そういったお話なんかを進めながら、とにかくほ
場整備をされた既存ストックの本市の活用というの
をさらに進めていく必要があるんじゃないかなとい
う観点で、制度を充実……、まだまだ制度につい
てはたくさんございます。ございますけど、そうい
った説明を委員会ですながら、現在のこの状況にな
っているということを御了承いただきたいと思いま
す。

○11番（竹之内 勉君） もう3回目です。

要は、中山間地域を支えているのは小規模農家で
すよね。そういう方々の御意見も反映させていただ
きたかったということで、質問をしたところであり
ます。

○産業厚生委員長（西別府 治君） 日本全体の4
0%の中山間地域が米をだしております。それに対
して、食べる米から、いわゆる飼料米、そしてまた
加工米、そういったのに作物の転換というのがどん
どんどんどん進んでおまして、現在の流れの中、
いわゆる作付を規制する調整というのが3年前から
なくなっておりますので、中山間地域をしっかりと
支援しながら、平地でも強く展開をしていくとい
うことを委員会でも話したところであります。

○議長（平石耕二君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） ほかに質疑なしと認め、質
疑を終結いたします。

これより討論・採決に入ります。

予算議案第4号については、2常任委員長の報告
に対する質疑を終結するまで保留しますので、御了
承願います。

まず、議案第35号いちき串木野市放課後児童健全

育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について、討論はあり
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決しま
す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号いちき串木野市地域振興住宅条
例の一部を改正する条例の制定について、討論はあ
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決しま
す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、国特予算議案第2号平成30年度いちき串木
野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につ
いて、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決しま
す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算議案第2号平成30年度いちき串木
野市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、
討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、後特予算議案第2号平成30年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第3号「農業者戸別所得補償制度（米の直接支払交付金）」の復活を求める陳情について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって原案についてお諮りします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平石耕二君） 確認を行いますので、しばらくそのまま起立をお願いします。

結構です。ありがとうございました。

起立多数であります。

したがって、本件は採択することに決定しました。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長松崎幹夫君登壇〕

○総務文教委員長（松崎幹夫君） おはようございます。

私ども総務文教委員会に付託されました案件は、予算議案1件、継続審査の陳情1件の計2件であります。

去る9月12日に委員会を開催し、陳情1件を除き審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

予算議案第4号平成30年度いちき串木野市一般会計補正予算第3号中、委員会付託分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億7,250万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億5,019万8,000円とするほか、第2条で地方債の補正をするものであります。

それでは、まず、歳入の主なるものについて申し上げます。

9款地方交付税は、1億1,284万6,000円を追加するものであります。

説明によりますと、今年度の普通交付税の交付決定額は45億7,696万円で、臨時財政対策債の決定額は4億2,866万1,000円とのことであります。

14款県支出金の総務費県補助金は、鹿児島県地域振興推進事業費1,000万円の追加であります。

説明によりますと、観音ヶ池周辺の散策路を整備するSAKURAストリート整備事業の事業費決定に伴うものであります。

17款繰入金2,156万1,000円は、平成29年度実績に基づく、ふるさと寄附金基金からの繰入額の減額であります。

18款繰越金3億5,479万8,000円は、前年度繰越金の追加であります。

20款市債43万1,000円の追加は、道路整備事業債などを変更して追加するものであります。

ちなみに、平成30年度末での市債残高の見込みは、220億6,884万4,000円で、このうち交付税措置率が59.8%、また、合併特例債の活用は70億4,310万円で、活用率は85.5%になるとのことであります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費は、前年度実質収支額の2分の1に当たる2億2,400万円

を財政調整基金に積み立てようとするものであります。

6目企画費の転入者住宅建設等補助金1,332万5,000円は、当初見込んでいた住宅建築購入補助金をおおむね執行したため、過去の実績を考慮し、追加するものであります。

審査の中で、転入者住宅建設等補助金の制度により人口が増えたのかと質したところ、平成26年度の事業開始から今年度の7月までの累計で73世帯218人、うち中学生以下の子どもが70人転入してきており、その後生まれた子どもを含めて、中学生以下の子どもが8月末現在で86人に増えているとの答弁であります。

9目企業立地対策費の企業の誘致促進及び育成補助金519万6,000円は、西薩中核工業団地に立地した株式会社サンクスフーズに係る設備投資促進補助金において、当該事業者が大手のスーパー等へのニーズに対応するため、高度な衛生管理システムを導入するに当たり、設計等を見直し、設備投資費が増額になったため、当初予定していた額の不足分を追加するものであります。

なお、この増設に伴い、現在9名の雇用があり、今後2名の雇用を見込んでいたこととあります。

10目共生協働推進費は、公民館安全灯施設補助金237万7,000円の追加、自治公民館建設整備事業補助金181万7,000円の追加及びまちづくり計画事業補助金ハード事業88万6,000円の追加であります。

審査の中で、上限200万円のまちづくり計画補助金ハード事業に、仮に16のまちづくり協議会から要望があった場合に対応が可能であるのかと質したところ、現時点では要望があれば確実に対応しているが、今後、財政状況が厳しくなってきた場合、補助金の見直しを含め、仕組みや制度そのものを考える必要が出てくる。

また、県の事業とも組み合わせて使えるように、要綱改正を行い、極力市費を抑える取り組みを、まちづくり協議会にも説明しながら進めているとの答弁であります。

次に、第2条地方債の補正についてであります。地方債の補正は、合併特例事業債、道路整備事業債

など5事業債の限度額を変更するものであります。

本案は、付託分について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務文教委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（平石耕二君） これから総務文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

これより保留いたしておりました予算議案第4号について、討論・採決に入ります。

予算議案第4号平成30年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する2常任委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第8 意見書案第1号

○議長（平石耕二君） 次に、日程第8、意見書案第1号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

吉留良三議員に趣旨説明を求めます。

〔吉留良三君登壇〕

○1番（吉留良三君） 地方財政の充実・強化を求める意見書について、提案理由を説明させていただきます。

いちき串木野市など各地方自治体は、少子高齢化社会対策、地域交通維持など果たすべき役割は拡大をしております。さらに、近年の大型台風や豪雨などの大規模災害や地震への備えなど、新たな政策課題にも直面しております。

このような中、歳出削減に向けた議論がなされておりますが、財政再建目標達成ありきでは、必要不可欠な行政サービスが削減され、市民生活と地域経済に疲弊を加速させることは明らかで、本末転倒と言わざるを得ません。

本市も、さまざまな歳出抑制の努力や災害や将来に備えた財政運営に取り組んでいる中で、31年度の政府予算と地方財政の検討に当たり、以下6点について強く申し入れるものです。

一つは、地方自治体の財政需要を的確に把握して、それに見合う地方一般財源の確保を図ること。

二つは、社会保障関係予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

三つは、地方交付税算定におけるトップランナー方式は一律の行政コストになじまないことに十分留意すること。

四つは、大規模地震に備えた耐震化予算の確保を行うこと。

五つは、小規模自治体に配慮した段階補正の対策を強化するとともに、財源不足は臨時財政対策債ではなく、法定率の引き上げなどで抜本対策を講じること。

六つは、地方自治体の基金残高が増加していることのみをもって地方財源の圧縮を行わないことです。

以上6点について、衆参両院議長や内閣総理大臣などに意見書を提出しようとするものです。

地方六団体においても同様の意向であると思えます。既に鹿児島県議会や薩摩川内市などでは、6月議会で意見書が提出済みであります。

議員各位の御賛同をお願いして、提案理由といたします。よろしく申し上げます。

○議長（平石耕二君） これから質疑に入ります。

意見書案第1号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、質疑はありませんか。

○12番（原口政敏君） 大変勉強されて素晴らしい意見書でございますが、2点ほどお伺いをいたします。先ほど全協でトップランナーは聞かれたわけでございますが、ちょっと私は体調が悪くて出ましたので、申しわけありませんが本会議でお尋ねをいたします。

まず初めに、本市の29年度の一般財源の総額は幾らなのか。それから、もう1点ですが、地方財政不足によって、臨時財政対策債による特別な対策ではなくと言われておりますが、本市の29年度の臨時財政対策債は幾らですか。

2点についてお尋ねいたします。

○1番（吉留良三君） 申しわけないです。今、その具体的な額については失念しております、お答えすることができません。

○12番（原口政敏君） 大事な問題なんですよ。これを把握しないで意見書を提出することはいかかなものだろうかと思えますよね。まず、財政が幾らなのか。我がまちに幾ら財政基準があるのかということも勉強しながら。これは素晴らしい意見書ですよ。だけど、提出者がそれを知らないということは、これはちょっといかなものだろうかと思えますよ。

それから、こういう大事な問題なんだから、ちゃんとした委員会があるわけですからね。全協でも出ましたけれども、まず委員会に諮ってね、これを慎重審議して。それから、これを個人で出すなどとは言いませんよ。だけど、これは急を要さないわけだから、急を要する問題だったら個人でもいいんですよ。だけど、急を要さない問題だから、委員会で十分審議して。こういうことで答弁ができないようなことじゃ、ちょっといかなものだろうかと思えますよね。

それについては、どう思われますか。

○1番（吉留良三君） 私、さきの議会で質疑をさせていただきまされたけれども、今、来年度予算以降の重要な時期になっていまして、これまでもさまざま地方六団体を初め、議論がなされてきております。要望等が出されてきております。

その流れとして、地方が今、厳しい状況にある中で、ぜひ地方に配慮した財政運営をしてほしいというのが各六団体、地方自治体、県議会初め、薩摩川内市等でも出されております。その流れに沿って、私たちも、いちき串木野市としても、地方から声を上げるべきじゃないかという観点で、今回は提出をさせていただいております。よろしく申し上げます。

○12番（原口政敏君） いや、大事な問題なんです

よ。ちなみに、本市の一般財源は29年度が111億4,246万8,000円なんです。それから、臨時財政対策債が4億3,688万5,000円。こういうものをしっかり把握した上で意見書を出さないと、今後はそういうことも配慮して、委員会があるわけだから、委員長の顔もないですよ。ちゃんとした総務文教委員会で審議をしながらされること申し上げまして、質問を終わります。

○議長（平石耕二君） ほかにありませんか。

○7番（西別府 治君） トップランナー方式について、2回出てまいります。そして、地方交付税の基準財政需要額に、このトップランナー方式が反映していくわけです。

本市のいわゆる、これはもう早くから始まっているんですよ、トップランナー方式というのはですね。本市の取り組みの状況、それで、行政コストの地理的条件、さまざま書いてありますね。合わないんだよと、その理由。

それから、31年度の予算について、政府予算と地方財政の検討に当たり留意してくれということでございますけど、31年度の概算要求の中で、地方交付税での減額が既に発表されております。

その金額と、そしてその裏づけになる、いわゆる地方税が交付税を減らしても大丈夫ですよと、地方運営が大丈夫ですよということで減っておりますから、そこらあたりの裏づけについても、この31年度の検討ということについて、お伺いいたしたいと思っております。

○1番（吉留良三君） トップランナー方式につきましては、この中にもありますが、指定管理者制度とかさまざまな財政支出努力の中で、各自自治体が努力してきた分、しかし、各自自治体さまざまな地域的な事情とかさまざまな状況で、一律にそれを平均的な財政支出の中に算定するのはいかがかという観点から、さまざまこれまでも各六団体含めて議論されてきたというふうに思っています。

そういう観点から、このトップランナー方式については、地方交付税の算定の一般的なルールとすることについては問題じゃないかという観点での、一般論としての意見書であります。そういう観点から、

これについては述べております。

申しわけないですけど、今お聞きされた質問事項について、詳しくここに持ち合わせておりません。申しわけないですけど、そういうことでよろしくお願ひします。

○7番（西別府 治君） トップランナー方式のスケールメリット、面積が広ければなかなかコストがかかたりしますので、そういったことを含めながら、自治体はそれぞれの事情に合わせて検討しております。

本市も、例えば、し尿の合併浄化槽についても、一部分、民間委託をしておりますね。だから、そういったことがどんどん進んでいくことによって、地方交付税を需要額に入れていきますよというのが考え方でありますよね。

それから、いわゆる31年度の地方交付税の減額、これ10年ぶりなんです。10年ぶりに地方財政が回復してきているんですね。税収が上がってくる。地財計画が上回ってきている。そのことによる根拠であります。

ですから、もうちょっとそこらあたりの精査をしていただかないと、なかなかこれを理解するのも説明がないです。提出者ですからね。責任を持って説明をしていただかないと、なかなか大変であります。

これ、もう2回目ですからね。3回目はもう要らないんじゃないかなというふうに考えておりますけどね。どうですか、そこらあたりについては、吉留さん。

○1番（吉留良三君） 交付税の減額の話もありましたけど、ただ、この間の一連の流れとして、この中に含まれた思いは、やっぱり地方を大事にしてほしいと。地方がなかなか思うように元気を取り戻していないという流れの中での、6点ほどの税面からの対応を求めたものだというふうに思います。

ということで、よろしくお願ひします。

○議長（平石耕二君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） ほかに質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている意見書案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平石耕二君） ここで暫時休憩いたします。

議員の方は議員控室にお集まりください。

休憩 午前11時03分

—————

再開 午後0時22分

○議長（平石耕二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

竹之内勉議員から、意見書案第2号農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

△追加日程第1 意見書案第2号

○議長（平石耕二君） それでは、追加日程第1、意見書案第2号を議題といたします。

竹之内勉議員に趣旨説明を求めます。

〔竹之内 勉君登壇〕

○11番（竹之内 勉君） それでは、趣旨についての説明をいたします。

内容につきましては、お手元の意見書案のとおりでございますが、米価が生産費を下回っている、いわゆる赤字の状況が続いております。本市においては、平成29年度において、主食米作付258ヘクタール中、中山間地域は126ヘクタール、実に48.8%に上ります。

中山間地域の水田は、生産性の劣る水田も多く、赤字幅は広がる一方であり、それを支えているのが小規模農家であります。制度復活の声が上がるゆえんであります。

また、陳情提出者は、既に市内農家はもとより、水利組合、JA、関係各社から304名の署名をもらい、提出者が関与する団体から既に国に提出されたとのことであります。

農家の経営の下支えをするために、本意見書案を提出するものであります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（平石耕二君） これから質疑に入ります。

意見書案第2号の農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出について、質疑はありませんか。

○7番（西別府 治君） 今、こうして出されておりますけど、陳情第3号の陳情書とほとんど内容が変わってない部分であります。

そして、今、日本が過去3年間において、生産調整をしなくてよい中山間地域を含めた農業のあり方という日本の新時代がスタートしている中において、この戸別補償だけに特化したあり方、そして、いわゆる農業の所得の増大に向かった農業者のですね、向かった政策、そして力強い農村づくり、もちろんいわゆる里山の保全も含めて全てであります。

そういったことについて、全く付されていない意見書であると思えますが、御意見いただきたいと思えます。

○11番（竹之内 勉君） 我々賛同者を含めて8名、急遽協議をさせていただきました。委員の中には私も含めて農家をそれぞれ回って、この制度復活についての御意見も聞いて回ったところでもあります。

我々が、今回、陳情者と同じ内容ではないかということですが、我々は農家の声を反映したこの陳情の願意をそのまま国に届けようと、そういう思いであります。

農家の声を届けるという視点で、この意見書の自身は詰めてございます。

○7番（西別府 治君） 農家の声ということをおっしゃっております。農業の保険制度であります。タイムリミットとして、11月末に税務署での青色申告をしなければならないというタイムリミットも迫っております。

そういったことも含めながら、所得の上がる力強い農業のために、限られた所得補償のみの復活について非常に疑問があります。いかがでしょうか。

○11番（竹之内 勉君） 最初も御答弁いただきましたが、我々は陳情提出者のこの願意をどう受けとめるかということでの議論をしてございます。そういう意味で、この意見書をまとめたところでございます。

○7番（西別府 治君） 陳情・請願は、封建時代の中、人々の声が届かない、その声を議員が立ち返って、議会に挙げて世の中を動かしてまいりました。やはりそのことをしっかりと私たちは考えていかなければならない。陳情者だけのことではありません。多くの方々の声というのを総合的に判断していくのが議会である。そういうふうを考えております。

○議長（平石耕二君） ほかにありませんか。

○15番（福田清宏君） 産業厚生委員会の不採択に至った経緯は、傍聴されてないので御存じないですよ。

今回、産業厚生委員会におきましては、さきの委員長報告のとおり、採択・不採択の発言があって、暫時休憩をして議員間討論を行いました。

再開後、採決の結果は、採決に賛成者2名で賛成少数として不採択となったところでもあります。

お尋ねします。

産業厚生委員会委員長の報告に対する討論もされない状況下で、委員長報告に反対をし、委員会審査の結果を尊重することなく、採択し提案された理由について伺います。

○11番（竹之内 勉君） 討論をせずに、なぜこういう形をとったのかということですが、その前段で質問をさせていただきました。

委員会での審議、国の政策、農家の現状等々、先ほども申し上げましたけれども、いろいろ苦労はあったんだろうと思います。と思いますが、この陳情者の願意、そしてまた、私の地域も農村地域です。農家を回ったときに、これに対する支持する声が相当数あるということで、これは大事にせないかんといいい思いで、この意見書をまとめたものでございます。

○15番（福田清宏君） 再度お尋ねしますが、付託された委員会審査の結果を尊重することなく、こういう形になったことについては、どうお考えですか。

○11番（竹之内 勉君） 委員会の審査結果、尊重する。これはもう大事なことでございます。

しかし、それ以上に、農家の方々の声を、誰がそれでは届けるのかという視点に立ったときに、これはそういうこともやむを得ないという思いで、賛同者の方とも協議をしたところでございます。

○議長（平石耕二君） ほかにありませんか。

○14番（宇都耕平君） 願意妥当だということで賛成されたと思うんですけども、これが復活ができない場合は、どのような議員としての責任をとられますか。

○11番（竹之内 勉君） 制度の復活を求めての提出でございますが、それはまた国が決めることでございます。我々議員の役目としては、まず第一に、市民の皆さんの声をどうやって届けるか、届けるためにはどういう手段を使ったらいいのかということでございます。その1点で、この意見書をまとめてございます。

○14番（宇都耕平君） 制度としてなくなったのを復活せよというような、そういう方法があるんですかね。私は非常に疑問に思ってるんですよ。誰に忖度して、このような形で復活をお願いするということをおっしゃるのか、非常に疑問でございます。

そこらをもう1回念を押して聞いておきます。そういう形であれば、一旗を上げて国会の前に行く元気がありますか。

○11番（竹之内 勉君） 先ほども申しましたが、農家を回ったときに農家の経営がどうなのか、国の政権がかわって今から出てくるわけなんでしょうけれども、農家には具体的な方策は見えない。そういう中で、この制度の強い復活を望む声があるということでございます。

それを議員として関係機関に届けようという思いの賛同者の皆さん方でございます。

○14番（宇都耕平君） 非常に、農業政策というのはぐるぐる変わるわけですよ、めまぐるしく。その中で、皆さんも感じておられると思うんですけども、これは完全に自民党の政策であって、これは選挙の政策で今まで来たと思っております。私もそういう気持ちで、今まではいろんな形で物を言ってきましたけれども。

補助漬けでございます、はっきり言って。それじゃなくして強い農業にしようと、TPPの問題もありますよ。そこで、それぞれの知恵を出して、これからは頑張ろうじゃないかと。我々も農業委員会、農政課、いろいろ勉強し、そして、それを農民の皆さんにも指導して、よくなるように所得向上を図ろうじゃないかと。こういう形じゃいかんとじゃなかなと、そういうことで、局長も交え、いろいろ話をしました。そういう中での結論を出したんですよ。

そこは、それは皆さんそれぞれの考えでされたと思うんですけども、私はそれであれば、なおいちき串木野市の農業は衰退すると思います。補助漬けちゅうのは、非常に、ただそれだけで終わってしまいます。

それは、みんな現金をもらえば喜ぶんですよ。農業人をうまく生かさず殺さずやってるのが今までの農業政策だった。我々はそれに対して意見を、物を言って、いろんな形でやっていこうという政策的なことを掲げて、これからも意見を言っていきたいと思っておるんですよ。

であれば、その件については、話し合わなかったんですかね。

○11番（竹之内 勉君） 確かに、その補助漬け、そういうお考えもあろうかと思えます。

しかしながら、私も勉強不足かもしれませんが、今のところ、国の政策、農業を強くしようということで農地の集約化、大規模農家を育てようという方向に動いてございます。

小規模農家の多い本市にあっては、中山間を守っているそういう小規模の農家をどうやって守っていくかということも、一つの視点であろうかと思いません。

そういう視点からも踏まえて、今回の意見書を上げたところでございます。

○議長（平石耕二君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） ほかに質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている意見書案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平石耕二君） 確認を行いますので、しばらくそのまま起立をお願いします。

ありがとうございました。

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第46号について

○議長（平石耕二君） 次に、日程第9、議案第46号についてを議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 本日、新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第46号いちき串木野市教育委員会委員の任命についてであります。

本市の教育委員会委員に、富永伸博氏を任命したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

富永伸博氏の履歴概要は別紙のとおりでありまして、人格・識見ともにすぐれ、適任と認め、任命しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御同意下さいますようお願いを申し上げます。

○議長（平石耕二君） これから質疑に入ります。

議案第46号いちき串木野市教育委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第46号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号については、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

議案第46号いちき串木野市教育委員会委員の任命

について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（平石耕二君） ただいまの出席議員は15人です。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長（平石耕二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱確認]

○議長（平石耕二君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票願います。

点呼を命じます。

[局長補佐氏名を点呼・各議員投票]

1番 吉留良三 議員

2番 江口祥子 議員

3番 松崎幹夫 議員

4番 田中和矢 議員

5番 中村敏彦 議員

6番 大六野一美 議員

7番 西別府治 議員

8番 濱田尚 議員

9番 中里純人 議員

10番 東育代 議員

11番 竹之内勉 議員

12番 原口政敏 議員

13番 下迫田良信 議員

14番 宇 都 耕 平 議員

15番 福 田 清 宏 議員

○議長（平石耕二君） 投票漏れはありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平石耕二君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了します。
議場の閉鎖を解きます。
[議場開鎖]

○議長（平石耕二君） 開票を行います。
会議規則第31条第2項の規定により、立会人に宇
都耕平議員、福田清宏議員を指名します。
両議員の立ち会いを願います。
[開票・点検]

○議長（平石耕二君） 暫時休憩いたします。
休憩 午後0時50分

再開 午後1時02分

○議長（平石耕二君） 休憩前に引き続き、会議を
再開いたします。
賛成7票
反対7票
無効1票
以上のおおりに、賛成・反対が同数であります。
したがって、地方自治法第116条第1項の規定に
より、議長が本件に対して採決いたします。
本件については、議長は同意すると採決いたしま
す。

△日程第10 閉会中の継続審査について

○議長（平石耕二君） 次に、日程第10、閉会中の
継続審査についてを議題とします。
お手元に配付した申出書のおおりに、閉会中の継続
審査の申し出があります。
お諮りします。
申し出のおおりに、閉会中の継続審査に付すること
に御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。
したがって、申し出のおおりに、閉会中の継続審査
に付することに決定しました。

△日程第11 閉会中の継続調査について

○議長（平石耕二君） 次に、日程第11、閉会中の
継続調査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のおおりに、閉会中の継続
調査の申し出があります。
お諮りします。
申し出のおおりに、閉会中の継続調査に付すること
に御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。
したがって、申し出のおおりに、閉会中の継続調査
に付することに決定しました。

△日程第12 議員派遣について

○議長（平石耕二君） 次に、日程第12、議員派遣
についてを議題とします。

お諮りします。
お手元に配付したとおりに、議員派遣することに御
異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。
したがって、議員派遣することに決定しました。
以上で、本日の日程は全て終了しました。

△市長挨拶

○議長（平石耕二君） この際、市長から発言の申
し出がありますので、これを許可します。
[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 提案いたしました議案につ
きまして、慎重に御審議の上、議決していただき、
まことにありがとうございました。
執行に当たりましては、議決の趣旨、御意見等を
尊重して対処してまいる所存であります。皆様方の
御指導をよろしくお願いを申し上げまして、挨拶と
いたします。

△閉 会

○議長（平石耕二君） これで、平成30年第3回い
ちき申木野市議会定例会を閉会します。

閉会 午後1時11分

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実、高齢化に伴う医療・介護等の社会保障への対応、地域交通の維持など、果たすべき役割が拡大しているとともに、人口減少対策や大規模自然災害の発生に備えた対策など、新たな政策課題にも直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中、新たなニーズへの対応やきめ細やかな行政サービスの提供が困難となっており、人材確保とともに財源の確保も必要です。

このような中、社会保障費や地方財政を重点分野とした歳出削減の議論がなされていますが、特に「トップランナー方式」の検討に際し、地方の行政コストの差が歳出削減努力以外の要素によるところが大きいことも考慮すべきと考えます。

本来、必要な公共サービスを提供するための財源を担保するのが財政の役割ですが、財政再建目標を達成するためだけに必要不可欠なサービスが削減されれば「本末転倒」となり、市民生活と地域経済に弊弊をもたらすことは明らかです。

また、地方自治体は行財政改革や歳出抑制の努力を行うなかで、災害や将来の税収変動、社会保障費の増加に備えた財政運営に取り組んでおり、不測の事態により生ずる財源不足を基金の取崩し等によって、収支の均衡を図るほかないことも踏まえなければなりません。

このようなことから、平成31年度の政府予算と地方財政の検討にあたり、国民の生活実態に即した歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障関係予算の充実を図りながら地方財政の確立をめざすことが必要です。

よって、政府においては下記事項を実現されるよう強く求めます。

記

- 1 社会保障、地域交通対策、人口減少対策、災害対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなどに対応するための社会保障関係予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の検討に際しては、地方行政コストの差は人口や地理的な条件など、歳出削減努力以外の要素によるところが大きく、一律の行政コストになじまないことに十分留意すること。
- 4 大規模な地震に備え、市民の安全・安心を確保するため、学校・社会福祉施設・住宅・上下水道施設など、耐震化に必要な予算を確保すること。
- 5 地方税財源の充実・確保に向けて安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。また、地方財政の財源不足を臨時財政対策債等による特別な対策ではなく、法定率の引き上げなど抜本的な措置を講じること。
- 6 地方自治体の基金は、災害対応や住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう、財政支出の削減に努めながら積み立てたものであり、地方の基金残高が増加していることのみをもって、地方財源の圧縮は行わないこと。

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家がこれでは米を作り続けられない状況にあります。

平成26年産の米で平均一俵60kgあたり生産費は1万5,416円で、同年産の米価の平均は1万1,967円、平成27年産米価でも1万3,174円となっています。これでは、米を作れば作るほど赤字になり、米作りをやめるしかありません。

平成25年度までは、農業者戸別所得補償制度によって、10アールあたり1万5,000円が交付され、生産を下支えしていましたが、平成26年度からは10アールあたりの交付金は7,500円に半減しました。稲作農家の離農が加速し、地域がいっそう疲弊し、コメ農家からの制度存続を求める声があるにも関わらず、平成30年度からはこの制度が廃止となりました。

日本国民が安心して国内産のお米を食べ続けるためには、水田が果たしている多面的機能で環境や国土を守り、地域経済を維持発展させることが重要で、農家所得の安定と経営を下支えする政策としての農業者戸別所得補償制度の復活が必要です。

よって、政府及び関係機関において、農業者戸別所得補償制度の復活を実現されるよう強く求めます。

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件名 陳情第2号 安定ヨウ素剤の配布についての陳情
- 2、理由 さらに十分審査のため

平成30年9月26日

総務文教委員会
委員長 松崎 幹夫

いちき串木野市議会
議長 平石 耕二様

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件名 請願第1号 飲食店等の禁煙化の推進についての請願
- 2、理由 さらに十分審査のため

平成30年9月26日

産業厚生委員会
委員長 西別 府治

いちき串木野市議会
議長 平石 耕二様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 人口減少対策について
 2. 企業誘致について
 3. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
 4. 行財政改革について
 5. 教育問題について

平成30年9月26日

総務文教委員会

委員長 松 崎 幹 夫

いちき串木野市議会

議長 平 石 耕 二 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 生活環境について
 2. 住民福祉について
 3. 健康増進について
 4. 農林水産業の振興策について
 5. 商工・観光・交通運輸について
 6. 公共事業（社会資本整備）について

平成30年9月26日

産業厚生委員会

委員長 西 別 府 治

いちき串木野市議会

議長 平 石 耕 二 様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 議員研修会

- | | |
|----------|---------------------|
| (1) 派遣目的 | 議員の政策形成等の能力向上に資するため |
| (2) 派遣場所 | 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎） |
| (3) 派遣期間 | 平成30年11月15日（木） |
| (4) 派遣議員 | 全議員 |

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員